

令和8年1月8日

## 入札説明書等に対する質問と回答

件名：鹿児島市立図書館及び鹿児島市立科学館で使用する電気の購入契約

(令和7年12月15日告示第1476号)

質問	回答
1 弊社の料金構成は以下の通りで、市場運動型プランによる供給を想定しております。 市場運動プランでの入札参加をご容認いただけませんでしょうか。 <ul style="list-style-type: none"><li>・基本料金 契約電力に対しかかる料金です（原価）。</li><li>・従量料金 使用電力量に対しかかる料金です（原価）。</li><li>・供給管理費 使用電力量に対しかかる弊社粗利分です（粗利）。</li><li>・安定供給維持費 容量市場における供給力取引に関して弊社が負担する容量拠出金に相当する額として弊社が定める金額を、安定供給維持費としてご請求いたします。</li><li>・カーボンフリー促進費 エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用および化石エネルギー原料の有効利用促進に関する法律に基づき、非化石電源比率向上のために必要な非化石証書の調達等に係る費用相当額を弊社が定める金額としてご請求いたします。</li><li>・再生可能エネルギー発電促進賦課金 法令による 1kWhあたりの告示単価に使用電力量を乗じた金額としてご請求いたします。</li></ul>	市場運動型プランでの入札を可としております。 入札にあたっては、入札説明書に記載のとおり、お示しいただいた請求項目のうち、再生可能エネルギー賦課金を除くすべての項目を含めた形で積算内訳書を作成していただき、入札書と同封してください。積算内訳書に記載のない項目については請求できませんこととします。 なお、落札した場合、入札説明書に記載のない項目の歳出諸元等について、詳しく確認させていただくことがございますのでご了承ください。
2 落札後に契約書を確定できず契約に至らなかった場合には、指名停止並びに賠償金等は生じますでしょうか。 ※弊社所定の申込書によるお申込み・承諾による契約形式の場合に、お申込み内容が確定	基本的にいずれも発生しないものと考えております。 落札者の方的な辞退や仕様に則した電気の供給ができない等により締結に至らない場合は、指名停止及び賠償金等が発生する場合があ

	できず契約に至らなかつたときを含みます。	りますが、それ以外の理由で契約に至らないことは現時点では想定していないところです。
3	本質問回答は、入札説明一式と同等の効力をを持つものとして扱われる、という認識で相違ございませんでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	契約締結に伴い貴社の契約書フォーマットにて契約交渉を実施する場合は契約書の修正協議は可能でしょうか。	可能です。なお、受注者の契約書フォーマットを使用しても差し支えありません。
5	<p>下記定義に当てはまるものを現在利用されておりますでしょうか。</p> <p>利用されている場合、予備線、予備電源どちらを利用されているかご教示いただけますと幸いです。</p> <p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予備線 常時供給している変電所から同じ電圧で供給を受ける場合</li> <li>・予備電源 常時供給している変電所以外の変電所から供給を受ける場合</li> </ul>	いずれも利用しておりません。
6	見積算定時の従量単価につきましては、前年度同月のエリアプライス単価を用いて算出する認識でよろしいでしょうか。また、従量単価に含まれる諸経費（託送単価・損失率等）については、最新の公表単価を反映して算出し、契約時には弊社約款に基づきご請求させていただく形でよろしいでしょうか。	<p>市場連動型における積算で使用する従量単価の設定については、各入札者にて決定いただきます。エリアプライスや諸経費が時勢に応じて変動するものと認識しておりますが、入札額と請求額が大幅に乖離することはこちらとしても本意ではないため、近年の電力需給の推移や社会経済情勢をふまえた単価を設定していただきたいです。</p> <p>請求時の取り扱いは、ご認識のとおりで問題ありません。ただし、落札した場合は、落札者が規定する約款等を確認させていただくこと、請求時の従量料金が見積時の単価設定による計算で算出した料金を大幅に超える際は協議させていただくこととなりますのでご了承ください。</p>